

建設工事等に係る制限付一般競争入札（事後審査型）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事、製造の請負（以下「工事等」という。）に係る制限付一般競争入札（事後審査型）（以下「制限付一般競争入札」という。）を実施することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象工事等）

第2条 制限付一般競争入札は、原則として工事等の設計金額が1億5,000万円以上のものを対象とする。ただし、夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める場合は、1億5,000万円未満の工事等に係る入札を対象とすることができるものとする。

（入札参加資格）

第3条 入札参加者に必要な資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 組合を構成する勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町（以下「構成市町」という。）の建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録されている者で、当該公告日から当該工事等の入札日までの間、千葉県又は構成市町から指名停止措置を受けていない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者のほか、手形交換所による取引停止処分を受け2年を経過しない者、当該工事等の入札日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者、及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者は除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 入札の対象工事等に応じて夷隅郡市広域市町村圏事務組合建設工事等入札参加資格委員会にて審議し、資格要件等を定め、当該資格要件を満たすものでなければならない。

（当該工事等の公告）

第4条 制限付一般競争入札に関する公告は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合ホームページ（以下「ホームページ」という。）の入札情報へ掲載、並びに勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町の掲示場に掲示し、当該工事等の参加申請最終日まで行うものとする。

2 次の各号に掲げる制限付一般競争入札の関連書類は、ホームページからダウンロードして使用するものとする。

- (1) 設計図書等配付申請書（様式第1号）
- (2) 質問書（様式第2号）
- (3) 制限付一般競争入札（事後審査型）参加申請書（様式第3号）
- (4) 制限付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書（様式第4号）
- (5) 入札書（別記第1号様式）
- (6) 入札金額見積内訳書
- (7) 委任状（別記第2号様式）
- (8) 誓約書（別記第3号様式）

(設計図書等の配付等)

第5条 当該工事等の契約書案、入札約款、仕様書、設計図面及び実施に関する条件並びにその他参考資料（以下「設計図書等」という。）は、電子メール又はコンパクトディスク等の記録媒体（以下「電子記録媒体」という。）に電子ファイルとして記録したものにより配付を行うものとし、縦覧は行わない。

- 2 設計図書等の配付を受ける場合は、設計図書等配付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。なお、提出方法は郵送によるものとする。
- 3 前項による提出前に、電子メール又はファックス等の送付により申請予定内容に不備がないと認められた場合は、電子メールの配付に限り設計図書等を事前に配付することができる。
- 4 郵送による配付の場合、郵送や電子記録媒体に係る費用は設計図書等配付希望者の負担とする。
- 5 配付した設計図書等は、入札の目的以外に使用できないものとし、適切に管理しなければならない。

(設計図書等に関する質問)

第6条 設計図書等に関して質問のある場合は、質問書（様式第2号）により入札公告で示す内容にて質問することができる。

(入札参加申請書の提出)

第7条 当該入札に参加を希望する者は、第5条第2項の規定により配付を受けた設計図書等を熟覧のうえ、制限付一般競争入札（事後審査型）参加申請書（様式第3号）を公告で指定された方法により提出しなければならない。

(入札の執行及び落札候補者の決定)

第8条 入札（開札）は、公告で定めた期日において組合入札約款に基づき執行する。

- 2 開札の結果、予定価格以下（最低制限価格を設定した場合は制限の範囲内）で、最低の価格をもって有効な入札をした者を最低価格入札者（以下「落札候補者」という。）とする。なお、この場合において、同価格の者が二人以上あった場合は、くじを実施して落札候補者及び落札候補者以外の入札参加者の順位を定める。
- 3 落札候補者以外の入札参加者において、最低入札金額で入札した者、若しくは、くじ引きの結果、落札候補者に次ぐ順位となった者を次順位者とする。

(落札候補者の資格確認)

第9条 落札候補者は、開札日を含め3日以内（閉庁日を除く。）に制限付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書（様式第4号。以下「入札参加資格確認申請書」という。）及び添付書類を直接持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、3日を超えることができるものとする。

- 2 夷隅郡市広域市町村圏事務組合事務局総務課長（以下「入札執行者」という。）は、入札参加資格確認申請書が提出されたときは、その日を含めて3日以内（閉庁日を除く。）に確認を行わなければならない。
- 3 前項の確認の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、入札執行者は速やかにその旨を制限付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認結果通知書（様式第5号。以下「入札参加資格確認結果通知書」という。）により当該落札候補者に通知

するとともに、次順位者に資格確認のための必要書類の提出を指示し、落札者が決定するまで同様に繰り返すものとする。

- 4 入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に入札執行者に対して書面により理由の説明を求めることができるものとし、入札執行者は、この書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に書面により回答するものとする。

（落札者決定）

第10条 入札執行者は、前条第2項の確認の結果、落札候補者の入札参加資格があることを確認できた場合は当該者を落札者として決定し、入札参加資格確認結果通知書及び落札者決定通知書（様式第6号）により速やかにその旨を通知するとともに、落札者に対し契約に必要な手続きについて指示するものとする。

- 2 落札者の決定後、契約締結までの間に当該落札者が入札参加に必要な資格を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないものとする。

（入札結果等の公表）

第11条 入札執行者は、落札者の決定後速やかに制限付一般競争入札（事後審査型）結果公表（様式第7号）により、その結果を公表するものとする。

（秘密の保持）

第12条 申請者から提出された入札参加資格確認申請書及び確認資料については申請者に返還せず、また、公表しないものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条に規定する「組合を構成する勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町（以下「構成市町」という。）の建設工事等入札参加業者資格者名簿」は、当面の間、勝浦市建設工事等入札参加業者資格者名簿、いすみ市建設工事等入札参加業者資格者名簿、大多喜町建設工事等入札参加業者資格者名簿、御宿町建設工事等入札参加業者資格者名簿の中から、当該工事等の種類又は性質や工事箇所等を考慮して、入札ごとに決定するものとする。